

「交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会で議論された先行トライアルの実施に当たっての法人タクシー事業の許可に係る取扱いについて」の制定に関する意見募集の結果について

令和7年6月5日
国土交通省物流・自動車局

国土交通省では、令和7年4月11日(金)から令和7年5月10日(土)まで、「交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会で議論された先行トライアル実施に当たっての法人タクシー事業の許可に係る取扱いについて」の制定に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、4件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No	御意見	御意見に対する国土交通省の考え方
1	<p>バス業界においても運転者不足が深刻化し、さらには昨今の労働規制強化がされる中、ライドシェア等の副業における労働時間の管理の在り方および管理責任の所在について現状一応のルールは存在するが有効性については相当疑問がある。</p> <p>労働者(副業する側)も改善基準告示の内容を理解したうえで副業としての運転業務にあたる必要があるし、管理者に対する労働時間の虚偽報告には罰則も必要と考える</p>	<p>バス事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業において、適切な労務管理を行っており、日本版ライドシェアを実施する場合においても、輸送の安全上支障のないよう、他業での勤務時間の把握やドライバーに対する労働条件等の説明を含め、労務管理を適切に行えると考えています。</p>
2	<p>現行の法人タクシー事業者に対して増車の許可を出す事を先行すべきだ</p>	<p>増車の認可申請があれば、法令に基づき、適切に対応してまいります。</p>
3	<p>自家用登録の車両を1種免許で運転して旅客輸送を行うことについて、安全面でも問題がないと国交省に認めていただいたことは、大きな前進と考えます。</p> <p>については、従来のタクシー事業やバス事業も、安全に問題がないのであれば、車両を自家用登録に、運転者を1</p>	<p>タクシーの運行には、乗客の指示による急な方向転換等への対応、乗客の動静確認及び安全確保等のため、通常より高度の運転技能や知識が必要であり、旅客自動車による事故は多くの人命を損ないかねないことから、第二種免許の取得が求められており、旅客を安全に運送するためにも必要であると考えています。</p>

	<p>種免許に変更すれば、ライドシェアを兼業するという複雑な仕組みを構築しなくても済むのではないか。</p> <p>また、1 種免許で運転できることで、運転士不足は今より解消に向かう。(ライドシェアがまさにそういう論理)</p> <p>さらに、自家用登録であれば、3 か月点検をはじめとしたコストの削減につながる。(ライドシェアがそういう論理)</p> <p>ひいては、公共交通を維持することが今より容易になり、かつコストが低減されて、ライドシェアのように安価な運賃で旅客輸送が可能になる。</p>	
4	<p>休憩、仮眠若しくは睡眠のための施設として適切な規模」とは、法人タクシー事業に従事する人数分を当該事業専用とする必要があるのか、他の事業と併用している施設でよいのか。</p>	<p>他の事業に供用されている施設が、適切な規模・機能を有している場合は、休憩、仮眠又は睡眠のための施設として使用できます。</p>